

■執行機関の附属機関に関する条例(昭和 44 年羽曳野市条例第 7 号)＜抜粋＞

(設置)

第 2 条 法律若しくはこれに基づく政令又は別に条例で定めるものを除くほか、本市に次の執行機関の附属機関を置く。

別表(第 2 条関係)

1 市長の附属機関

附属機関の名称	担任する事務
羽曳野市特別職報酬等審議会	特別職の報酬等の額についての調査、審議等に関する事項